

財 関 第 461 号
平成 20 年 4 月 23 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 青山 幸恭

「食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い等について」
の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 66 号）
の施行に伴う所要の整備を行うため、「食品衛生法に係る食品等の通関の際にお
ける取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）」の一部を別紙のと
おり改正し、平成 20 年 5 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴關
職員及び関係者に周知徹底されたい。